

高槻赤十字病院と大阪医科薬科大学薬学部との学術交流に関する協定書

(目 的)

第1条 高槻赤十字病院（以下「甲」という。）と大阪医科薬科大学（以下「乙」という。）は、薬学部及び大学院薬学研究科（以下「薬学部等」という。）の教育・研究活動における交流・連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展と地域社会の発展に資することを目的として、学術交流に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、薬学部等に関連した次の事項とする。

- (1) 教育・研究に関する相互支援に関すること
- (2) 大学院学生・学部学生の交流に関すること
- (3) 職員の相互交流に関すること
- (4) 社会貢献に関すること
- (5) 学術会議の共同開催に関すること
- (6) 薬剤師のキャリアアップのための教育に関すること
- (7) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経 費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より5年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに相手方から書面による通知がない限り、5年毎に自動的に更新するものとする。

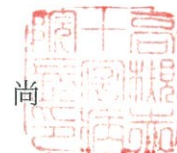
(雑 則)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

令和5年2月1日

高槻市阿武野1丁目1番1号
高槻赤十字病院 院長 玉 田



高槻市大学町2番7号
大阪医科薬科大学 学長 佐 野 浩

